

加し、つまり、現行カリキュラムと余り変わりなく、ただ現行カリキュラムから「修身」、「体操」を削除した程度のもの（この二科目は師範科では必修科目となっている。）となっている。別案として日本画科、西洋画科、彫刻科の学科については必修科目と撰択科目に分けることと区分の具体例をも示しているが、要するに第一の改正案に見られる上記三科の実技優先志向は後退せしめられた感がある。

このような改革の検討が実効を奏するのは大正十二年三月の東京美術学校規則改正においてである。その間、改正案がいかなる変遷をとげたかを示す資料は現存していないが、一方で各科、各部門ごとにさまざまなかたちで改革が検討された様子を教官会議関係書類によって知ることができる。

② 福井江亭休職、渡辺香涯起用

大正六年二月十五日、日本画科教授福井江亭が休職を命ぜられた（同八年休職満期退官）。休職理由について学校当局は文部大臣秘書官宛文書案に次のように記している。

記

本校彫刻科中木彫部牙彫部及金工鑄造漆工ノ三科ニ課スル絵畫ハ從來單ニ繪畫ヲ教授シ來リタルガ今後ニ於テハ繪畫ノ技術ノミナラス可成能ク其科ノ実習ト連絡セシメ相俟チテ技巧ノ上進ヲ速クナラシメントメ圖案應用ヲ主トスル繪畫ヲ課スルコト、致シ候処從來擔任ノ福井教授ハ圓山派ニシテ此目的ニ副フヲ得ス依リテ今回休職上申致候儀ニ有之候也



福井江亭

〔大正六年職員ニ関スル書類庶務掛〕

江亭の後任にはこの二日後に渡辺香涯が囑託として起用され、上記諸科および図案科の絵画授業を担当することになった。香涯は本名啓三。明治三十年本校卒業後日本

画研究科に進んだが同三

十一年五月に退学。その後莊内尋常中学校、前橋中学校、正倉院御物整理掛等に勤務する傍ら日本画や図案を制作した。大正九年には教授に任ぜられ、昭和八年休職（退官）するまで主に工芸部の絵画授業を担当している。

休職した江亭は朝鮮、満州、支那への私費旅行に出発し、大正八年二月に帰国。その後千葉県の菊間山荘で制作三昧の生活を営んだ。

③ モデル規程改正

改革運動の余波を受けて種々の改善案が検討されるなかで、大正六年四月にモデル規程の改正が行われ、次のように定められた。

○モデル規定

- 一、モデルハ教務掛其取締ニ任ス
- 二、モデルハ検査ノ上之ヲ採用ス